

57. 宇土市病児・病後児保育事業

担当課：子育て支援課 保育支援係



■目的及び概要

保護者の子育てと就労等の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図ることを目的として、児童が病気又は病気の回復期にあり、集団保育又は家庭での保育が困難な場合に、当該児童を一時的に保育するとともに、利用者の少ない日等において、感染症流行状況、予防策等の情報提供や巡回支援等を行う病児・病後児保育事業を実施するもの

■対象者

市内に住所を有する生後6ヵ月から小学6年生までの児童で、次の各号のいずれにも該当する者

- (1) 病気又は病気の回復期にあり、医療機関における入院治療の必要はないが、安静にしておく必要があるため集団保育が困難な児童
- (2) 保護者の就労、傷病、事故、出産、冠婚葬祭その他やむを得ない事由により家庭での保育が困難な児童

※ 以上の要件は、市内に住所を有しないが、市内の保育所、幼稚園、小学校等に在籍している児童又は保護者が市内の事業所に勤務している児童についても適用する。

■対象となる病気の範囲

- (1) 感冒、消化不良症等児童が日常り患する疾患
- (2) 水痘、風しん等の感染性疾患
- (3) 喘息等の慢性疾患
- (4) 骨折等の外傷性疾患
- (5) その他市長が特に必要と認める疾患

■利用定員

原則として1日につき3名

■実施日及び実施時間

《実施日》

次に掲げる日を除いた日

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日

《実施時間》

午前8時00分から午後6時00分まで

■利用料金

児童1人につき 1日当たり 2,000円

※ 利用時間が5時間未満の場合は1,000円

■申請時期

随时受付（事前登録必要）

■根拠法令等

宇土市病児・病後児保育事業実施要綱

5.8. 認可外保育施設利用助成事業

担当課：子育て支援課 保育支援係



■目的及び概要

乳幼児の就園にかかる世帯の経済的負担を軽減するため、認可外保育施設に入所している児童の保護者に対し、保育料の一部を助成するもの。

■対象者

次の各号のすべてに該当する者

- (1) 市内に居住し、かつ本市の住民基本台帳に記載されていること。
- (2) 助成対象通園児の保護者であり、当該園児につき宇土市子ども・子育て支援法等施行細則（平成26年規則第19号）第6条第2項の規定による入所保留通知を受けた者であること。
- (3) 助成対象通園児につき、認可外保育施設と月を単位とする契約を締結していること。
- (4) 園児が、認可外保育施設に1日4時間以上、かつ月12日以上利用する見込みで契約していること。（一時預かりは対象外）
- (5) 世帯の市民税所得割額が139,000円未満であること。
- (6) 保育料及び市税を滞納していないこと。

■対象施設

児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設

（保育所業務を目的とする施設で、県の認可を受けていないもの）

■助成対象経費

保護者が負担した月額の保育料と給食費を合計した額

（保育料は基本額のみとし、延長料金等は含まない。）

■助成金額

保護者が負担した対象経費（保育料と給食費）から、認可保育所に入所した場合の保育料月額相当額を差し引いた額。ただし、上限は1月10,000円。

例) 3歳未満児で対象経費を35,000円支払っており、宇土市の保育料算定額が16,000円（D5階層）となる場合

$$35,000\text{円} - 16,000\text{円} = 19,000\text{円} > 10,000\text{円}$$

上限10,000円が適用され、助成金の額は月額10,000円

■申請方法

次の必要書類を期限までに提出

- (1) 宇土市認可外保育施設利用助成金交付申請書
- (2) 認可外保育施設在籍証明書兼保育料等納入済証明書
- (3) 認可外保育施設入所児童が認可保育所に入所した場合の保育料を算定するための書類
- (4) 市税等収納状況調査同意書

■申請時期

通園期間4～6月・・・8月末日まで

通園期間10～12月・・・2月末日まで

通園期間7～9月・・・11月末日まで

通園期間1～3月・・・4月末日まで

■根拠法令等

宇土市認可外保育施設利用助成金交付要綱